

特別職の職員の取り扱い	税目	調整方針
三役および教育長の身分の取り扱い		新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村の三役および教育長は失職とする。 なお、当該市町村長は、原則として地域審議会の委員とするが、その具体的な取り扱いについては、合併関係市町村の長が別に協議して定める。 また、当該市町村の助役、収入役および教育長の身分の取り扱いについては、合併関係市町村の長が別に協議して定める。
行政委員会および監査委員ならびにその委員の身分の取り扱い		新潟市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、潟東村、月潟村および中之口村に置かれている行政委員会および監査委員は廃止し、その委員は失職する。

※参考 地方税(不均一課税)の年度ごとの推移

税目	市	年度						
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
個人市町村民税(均等割)	新潟市	3,000円						
	新津市	2,500円	3,000円					
	他11市町村	2,000円	2,500円	3,000円				
法人市町村民税(均等割)	新潟市、新津市、白根市、豊栄市、横越町、岩室村、月潟村	14.7%						
	亀田町	13.5%		14.7%				
	小須戸町、西川町、味方村、潟東村、中之口村	12.3%		14.7%				
事業所税	新潟市	資産割 600円/m <sup>2</sup>		従業者割 給与総額の0.25%				
	新津市を含む12市町村	課税なし		資産割 300円/m <sup>2</sup>	従業者割 給与総額の0.125%			
都市計画税	新潟市	0.28%						
	豊栄市	0.25%					0.28%	
	亀田町	0.20%				0.22%	0.28%	
	新津市、小須戸町、横越町	課税なし	0.05%	0.11%	0.16%	0.22%	0.28%	
	白根市、西川町、岩室村、味方村、潟東村、月潟村、中之口村	課税なし 白根市は15年度で廃止予定	課税なし(0.05%)	課税なし(0.11%)	課税なし(0.16%)	課税なし(0.22%)	課税なし(0.28%)	

都市計画税の( )内の数値は、市街化区域が設定された場合の税率

## 協議事項

地方税の取り扱い	税目	調整方針
	個人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし、均等割については、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く3年度に限り、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度およびこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く2年度は500円を加算した税額とする。
	法人市町村民税	新潟市の制度に統一する。 ただし、法人税割については、新潟市より税率が低い場合は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く3年度に限り、不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度およびこれに続く3年度は現行のとおりとする。
	固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 入湯税	新潟市の制度に統一する。
	事業所税	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く3年度に限り、課税をしないことまたは不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度およびこれに続く2年度は課税をしないこととし、その翌年度は2分の1の税率とする。
	都市計画税	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く5年度に限り、課税をしないことまたは不均一の課税をする。なお、この場合、合併年度およびこの翌年度は現行のとおりとし、それに続く4年度は段階的に調整した税率とする。

地域審議会の取り扱い	項目	内容
	設置期間	合併の日から平成27年3月31日まで。ただし、政令指定都市の指定があった場合は、当該指定日の前日までとする。指定日以後は、行政区ごとに審議会に代わる新たな付属機関を置く。
	所掌事務	1 所管する区域に係る次の事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。 ・合併建設計画の執行状況 ・合併建設計画の変更 ・所管区域のまちづくり計画の策定および変更に関する事項 ・その他市長が必要と認める事項 2 所管区域に関して必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べるができる。
	組織	1 審議会の委員は、30人以内をもって組織する。 2 委員は、所管区域に住所を有する者で、次のうちから市長が委嘱する。 ・公共的団体等を代表する者 ・学識経験者 ・公募により選任された者
	任期	委員の任期は2年とし、再任は妨げない。